武蔵野市告示第74号

令和８年１月武蔵野市告示第14号（武蔵野公会堂改修等工事に係る制限付一般競争入札の告示）の一部を次のように改正する。

令和８年４月14日

武蔵野市長　小美濃　安　弘

表中10設計図書等の配布の項を次のように改める。

10設計図書等の配布	⑴　設計図書等の配布は、令和８年２月25日（水曜日）に電子調達サービスにより行う。 ⑵　工事に関する質問は、指定の様式を使用し、全て文書で行い、質問書はメールで送付すること。回答書の送付は、原則ファクシミリにより行うが、回答内容によってはメールで送付するものとする。 ア　質問先 武蔵野市財務部管財課契約係　工事担当宛 keiyaku@city.musashino.lg.jp 質問漏れがないよう、併せて電話連絡を行うものとする。 イ　質問締切 令和８年４月７日（火曜日）午前10時まで ウ　回答 令和８年４月16日（木曜日）午後３時までに入札に参加予定の全ての事業者に、質問回答書としてファクシミリ又はメールにて送付する。

表中14入札手続等及び15開札、契約手続等の項を次のように改める。

14入札手続等	⑴　入札書の提出 入札参加者は、一般競争入札参加資格確認結果通知書を受領した日から令和８年５月11日（月曜日）午前11時までに、電子調達サービスにより入札書を提出するもの

	とする。 電子調達サービス上、本案件は、「ＪＶ案件」ではなく「単体案件」として登録しているため、建設共同企業体で参加する場合、電子入札の手続は、建設共同企業体の代表者の認証で行うこと。 ⑵　入札金額の記載方法 入札の金額は、自己の見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載すること。落札決定は、この金額に100分の10に相当する金額を加算した金額（１円未満の端数を生じた場合は、その端数金額を切り捨てる。）により行う。 ⑶　内訳書の提出 入札時に内訳書を入力し、電子調達サービスにより送信すること。 ⑷　再入札回数 再入札回数は、２回とする。 ⑸　入札の延期等 入札参加者に談合その他不穏な行動又はその疑いがある場合において、入札を公正に執行することができないと市長が認めるときは、本件入札の執行を延期し、又は中止する。 ⑹　入札の無効 次のアからエまでのいずれかに該当する入札は、無効とする。 ア　入札に参加する資格のない者の行った入札 イ　電子調達サービスによらずに行った入札 ウ　電子調達サービス利用規約（平成16年12月１日施行）に違反して行った入札 エ　アからウまでに掲げるもののほか、武蔵野市が特に指定した入札条件に違反して行った入札 ⑺　武蔵野市競争入札参加者心得の遵守 この告示に定めがないことについては、武蔵野市競争入札参加者心得（平成23年１月４日施行）に従うこと。
15開札、契約手続等	⑴　開札の日時 開札は、令和８年５月11日（月曜日）午前11時10分とする。

	⑵　開札場所 電子調達サービスによる ⑶　落札者の決定 令和８年５月12日（火曜日）午前10時以降 落札結果は、電子調達サービスの開札状況により確認するものとする。 ただし、低入札価格調査を行う場合は、落札者の決定は標記日程より遅くなることがある。 ⑷　議会の議決を経なければならない契約であることについて 本契約については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（昭和39年３月武蔵野市条例第11号）の定めるところにより、武蔵野市議会の議決を経たうえ、契約を確定する。 ⑸　契約書の作成 落札者は、議会の議決を経た旨の通知を受けたときは、遅滞なく契約書２通を作成し、記名押印のうえ提出しなければならない。 なお、契約書を提出する際は、建設工事等競争入札参加資格審査受付票を持参しなければならない。 ⑹　前金払 本契約は、前金払の対象工事である。前払金は、２億円を限度とし、契約金額の40パーセントの額（その額に10万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。 なお、前金払を受けようとするときは、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第２条第４項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と当該前金払の対象となる本件工事に係る保証契約を締結しなければならない。 ⑺　中間前金払 ⑹により前金払を受けたときは、既にした前金払に追加してする前金払（以下「中間前金払」という。）を受けることができる。中間前金払により支払う前払金は、１億円を限度とし、契約金額の20パーセントの額（その額に10万円未満の端数があるときは、その端数金額を切

	り捨てた額）とする。 　なお、中間前金払を受けようとするときは、保証事業会社と当該中間前金払の対象となる本件工事に係る保証契約を締結しなければならない。 ⑻　部分払 　武蔵野市工事請負契約約款第38条に定める方法は、段階別部分払によるものとする（工事の進捗に伴い、部分払を行うものとする）。 ⑼　その他 　落札者は、申請時に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。なお、配置予定技術者の配置ができない状況になった場合は、武蔵野市と協議のうえ、その承諾を得ることとする。